

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年10月2日（平成29年（行情）諮問第385号）

答申日：平成30年1月18日（平成29年度（行情）答申第426号）

事件名：特定期間における特定個人の医療観察の記録等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成23年6月9日～平成28年6月までの5年間の特定個人の医療観察の記録全部の閲覧①と5年間の中のケア会議（出席者名）の記録と配布資料（配布日・作成者名）の写し②」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年6月12日付け○観企第23号により特定保護観察所長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

以下に述べるとおり、本件処分には誤りがあり、違法である。

##### （1）本件処分の違法性

###### ア 個人識別情報に該当しないこと

（ア）本件開示請求（上記1の開示請求をいう。以下同じ。）に係る文書に含まれる情報としては、特定個人に関する情報、特定個人に対する医療観察に関与した個人に関する情報が考えられる。

###### （イ）特定個人に関する情報について

後述のとおり、特定個人は特定年月日に死亡しているところ、死者にはもはやプライバシー権は存在せず、個人情報保護の必要性は低い。

また、開示請求者は特定個人の母親であり、後述のとおり、特定個人の相続人でもあることからすれば、本件開示請求は本人による開示請求と同視しうる。

法が個人識別情報を不開示情報とした趣旨は、個人のプライバシー保護のためであるが、本件開示請求においては、情報主体が死者

であること、情報主体本人と同視しうる者からの開示請求であることから、特定個人を識別しうる情報が記載されていたとしても、プライバシーの侵害は起こりうるものではなく、特定個人に関する情報が含まれていたとしても、それは法が保護の対象とした個人識別情報には該当しないものである。

(ウ) 医療観察に関与した個人に関する情報について

公務員については、その職務遂行に際して記録された情報に含まれる当該公務員の役職や氏名は、当該公務を遂行した者を特定し、場合によっては責任の所在を明示するために表示されるにすぎないものであって、それ以上に公務員の個人としての行動ないし生活に関する意味合いを含むものではないから、プライバシーが問題になる余地はなく、法による保護の対象たる個人識別情報には該当しない。

公務員以外の関与者についても、以下の理由から、個人識別情報には該当しない。すなわち、特定個人は、特定精神疾患に罹患しており、平成23年から心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に基づく処遇を受けていた。この処遇に関しては、定期的に保護観察所と指定通院医療機関、精神保健福祉関係の諸機関の各担当者によって行われる「ケア会議」が開催され、その中で、計画が策定されていた。これらは全て医療観察法に基づく裁判所の審判により決定された処遇の一環としてなされたものであり、公務に準ずるものといえる。

また、本件開示請求に係る文書が開示されたとしても、関与者の私生活の平穏が不当に侵害されるようなことはなく、実質的な不都合もない。

よって、本件開示請求に係る文書に医療観察に関与した個人の情報が含まれていたとしても、それは個人識別情報に該当するものではない。

イ 個人識別情報に該当するとしても、法の定める除外事由（法5条1号ロ）に該当すること

特定個人は、前述のとおり医療観察法に基づく処遇を受けていた。特定個人は上記に基づき、特定保護観察所の調整の下、入所支援・生活介護事業者の運営する施設に入所して生活しており、その管理監督下にあったが、特定年月日、特定疾病による意識障害から生じた窒息により死亡した。

仮に、特定個人の死亡に関し、医療観察に関与した者の間で、例えば、適切な情報共有がなされていなかった等の過失が認められるとす

れば、特定個人の相続人や特定個人の家族は、当該過失を有する者に対して、不法行為に基づく損害賠償請求が可能となるところ、当該過失の有無の判断をするにあたり、特定個人の医療観察の記録全部の閲覧及びケア会議の記録は不可欠な資料である。

本件開示請求者は特定個人の相続人であり、かつ、特定個人の母親であるから、特定個人の死亡に関して、特定個人が有する損害賠償請求権を相続し、また、固有の損害賠償請求権を有する者である。

よって、本件開示請求に係る文書に、特定個人を識別することができる個人に関する情報があったとしても、それは法5条1号ロにいう、「人の...財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当することから、開示されなければならないものである。

## (2) 結論

以上のように、本件処分は法5条1号の規定により不開示とすべき情報が含まれていないにもかかわらず不開示としており、違法である。

仮に、不開示とすべき情報が含まれていたとしても、法の定める除外事由に該当することから、開示されなければならないにもかかわらず不開示としているのであるから、いずれにせよ本件処分は違法である。

## 第3 諮問庁の説明

### 1 本件経緯

(1) 審査請求人は、法4条1項の規定に基づき、平成29年5月8日付け(同月9日受領)行政文書開示請求書により、特定保護観察所長(処分庁)に対し、「平成23年6月9日～平成28年6月までの5年間の特定個人の医療観察の記録全部の閲覧①と5年間の中のケア会議(出席者名)の記録と配布資料(配布日・作成者名)の写し②」の開示請求(本件開示請求)を行った。

(2) 本件開示請求に対し、処分庁は、平成29年6月12日付け○観企第23号行政文書不開示決定通知書により、開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により不開示とすべき情報が開示されることと同様の結果が生じるという理由をもって、法8条の規定によりその存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否する決定(原処分)を行った。

(3) 本件は、「原処分を取り消す。」との裁決を求める旨の審査請求がなされたものである。

### 2 審査請求人の主張

(1) 審査請求人は、平成29年7月10日付け(同月12日受領)審査請求書において、以下のア及びイの理由により、原処分は違法であると主張している。

ア 法5条1号の規定により不開示とすべき情報が含まれていないにもかかわらず不開示としている。

イ 仮に、法5条1号の規定により不開示とすべき情報が含まれていたとしても、同号ただし書口の除外事由に該当するため、開示されなければならないにもかかわらず不開示としている。

(2) 法5条1号の個人識別情報に該当しない理由

ア 本件開示請求に係る文書には、①特定個人に関する情報及び②特定個人に対する医療観察に関与した個人に関する情報が含まれていると考えられる。

イ ①について、特定個人は特定年月日に死亡しているところ、死者にはもはやプライバシー権は存在せず、個人情報を保護する必要性は低い。

また、開示請求者は特定個人の母親であり、特定個人の相続人でもあることからすれば、本件開示請求は本人による開示請求と同視しうる。

法が個人識別情報を不開示情報とした趣旨は、個人のプライバシー保護のためであるが、本件開示請求においては、情報主体が死者であること、情報主体本人と同視しうる者からの開示請求であることから、特定個人を識別しうる情報が記載されていたとしても、プライバシーの侵害は起こりうるものではなく、特定個人に関する情報が含まれていたとしても、それは法が保護の対象とした個人識別情報には該当しないものである。

ウ ②について、公務員については、その職務遂行に際して記録された情報に含まれる当該公務員の役職や氏名は、当該公務を遂行した者を特定し、場合によっては責任の所在を明示するために表示されるにすぎないものであって、それ以上に公務員の個人としての行動ないし生活に関する意味合いを含むものではないから、プライバシーが問題になる余地はなく、法による保護の対象たる個人識別情報には該当しない。

公務員以外の関与者についても、以下の理由から、個人識別情報には該当しない。

特定個人は、特定精神疾患に罹患しており、平成23年から医療観察法に基づく処遇を受けていた。この処遇に関しては、定期的に保護観察所と指定通院医療機関、精神保健福祉関係の諸機関の各担当者によって行われる「ケア会議」が開催され、その中で、計画が策定されていた。これらは全て医療観察法に基づく裁判所の審判により決定された処遇の一環としてなされたものであり、公務に準ずるものといえる。

また、本件開示請求に係る文書が開示されたとしても、関与者の私生活の平穩が不当に侵害されるようなことはなく、実質的な不都合もない。

よって、本件開示請求に係る文書に医療観察に関与した個人の情報が含まれていたとしても、それは個人識別情報に該当するものではない。

(3) 法5条1号の個人識別情報に該当するとしても、同号ただし書口の除外事由に該当する理由

特定個人は、医療観察法による処遇に基づき、特定保護観察所の調整の下、入所支援・生活介護事業者の運営する施設に入所して生活しており、その管理監督下にあったが、特定年月日、特定疾病による意識障害から生じた窒息により死亡した。

仮に、特定個人の死亡に関し、医療観察に関与した者の間で、例えば、適切な情報共有がなされていなかった等の過失が認められるとすれば、特定個人の相続人や特定個人の家族は、当該過失を有する者に対して、不法行為に基づく損害賠償請求が可能となるところ、当該過失の有無の判断をするに当たり、特定個人の医療観察の記録全部の閲覧及びケア会議の記録は不可欠な資料である。

本件開示請求者は特定個人の相続人であり、かつ、特定個人の母親であるから、特定個人の死亡に関して、特定個人が有する損害賠償請求権を相続し、また、固有の損害賠償請求権を有する者である。

よって、本件開示請求に係る文書に、特定個人を識別することができる個人に関する情報があったとしても、それは法5条1号ただし書口にいう、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当することから、開示されなければならないものである。

3 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、「平成23年6月9日から平成28年6月までの5年間における特定個人の医療観察の記録全部並びに当該5年間における特定個人に係るケア会議（出席者名）の記録及び配布資料（配布日・作成者名）の写し」である。

(2) 医療観察について

医療観察法は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的としている（医療観察

法1条1項)。

ケア会議とは、保護観察所の長が、処遇の実施計画の作成・見直しのため又は同計画に基づく地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施のため開催する必要があると認めるときに、通院対象者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該通院対象者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長(特別区の長を含む。)又はこれらの者の指名する職員の出席を求め行う会議のことである(医療観察法施行令12条)。

(3) 存否応答拒否の妥当性について

ア 本件対象文書は、仮に存在するとすれば、特定期間における特定個人の医療観察について処分庁が作成又は取得した文書であると認められるところ、当該文書の存否を答えることは、特定の個人が特定期間に医療観察法に基づく処遇の対象者であった事実の有無(以下「本件存否情報」という。)を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

イ 本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められることから、法5条1号本文前段に該当する。

次に、法5条1号ただし書イ該当性について検討すると、本件存否情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イには該当しない。

また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情もない。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により不開示とすべき情報が開示されることと同様の結果が生じるため、法8条の規定によりその存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

ウ 審査請求人は、同号ただし書ロによる開示を求めているので検討すると、そもそも行政文書開示請求制度は、請求の目的いかなを問わず何人に対しても等しく開示をするものであるから、個別の事情が同号ただし書ロの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる」か否かは、飽くまで、一般的、客観的観点から判断すべきものである。

したがって、特定個人の財産権の保護という、本件対象文書の開示により受けるとしている審査請求人の個人的な利益があったとしても、この点だけをもって同号ただし書ロ該当性を認めることはできない。

そのほか、本件において、本件存否情報を公にすることが当該情報

を公にしないことにより保護される利益に優越すると認めるに足りる事情はないから、審査請求人の主張に理由はない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、死者にはもはやプライバシー権は存在せず、個人情報保護を保護する必要性は低いため、特定個人を識別しうる情報が記載されていたとしても、プライバシーの侵害は起こりうるものではなく、それは法が保護の対象とした個人識別情報には該当しないと主張するが、死者の名誉、プライバシーに関するわが国の国民感情や、死者の情報開示が遺族のプライバシー侵害になりうることを考慮すると、法の「個人」には死者も含むと解すべきであり、死者に関する情報であっても、法5条1号の不開示情報に該当する。

イ また、上記(3)ウのとおり、行政文書開示請求制度は、請求の目的いかなを問わず何人に対しても等しく開示をするものであるから、開示・不開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。このため、法の下においては、審査請求人の情報(自己情報)を理由にこれを開示することはできない。

4 結論

以上のとおり、本件対象文書につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した原処分は妥当であり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)45条2項の規定により、本件審査請求を棄却することが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月19日 審議
- ④ 平成30年1月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号に該当する不開示情報を開示することと同様の結果が生じるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

- (1) 本件対象文書は、仮に存在するとすれば、本件開示請求に係る特定期間における特定の個人を処遇対象者とする医療観察法に基づく処遇に関して、特定保護観察所が作成又は取得した文書であると解される。そうすると、特定の個人を特定した上で開示請求された本件対象文書の存否を答えるだけで、特定の個人が上記の特定期間に医療観察法に基づく処遇の対象者であった事実の有無（本件存否情報）を開示することと同様の結果を生じさせる旨の諮問庁の説明は、首肯できる。
- (2) そして、本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるから、法5条1号本文前段に該当する。また、本件存否情報を広く一般に公にする制度又は実態があるものとはいえ、そのような性質を有するものとも考えられないことから、同号ただし書イに該当しないものと認められ、同号ただし書ハに該当する事情も認められない。さらに、本件存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人にも開示することが必要な情報であるとは考えられないことから、同号ただし書ロに該当するとも認められない。

以上によれば、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史